

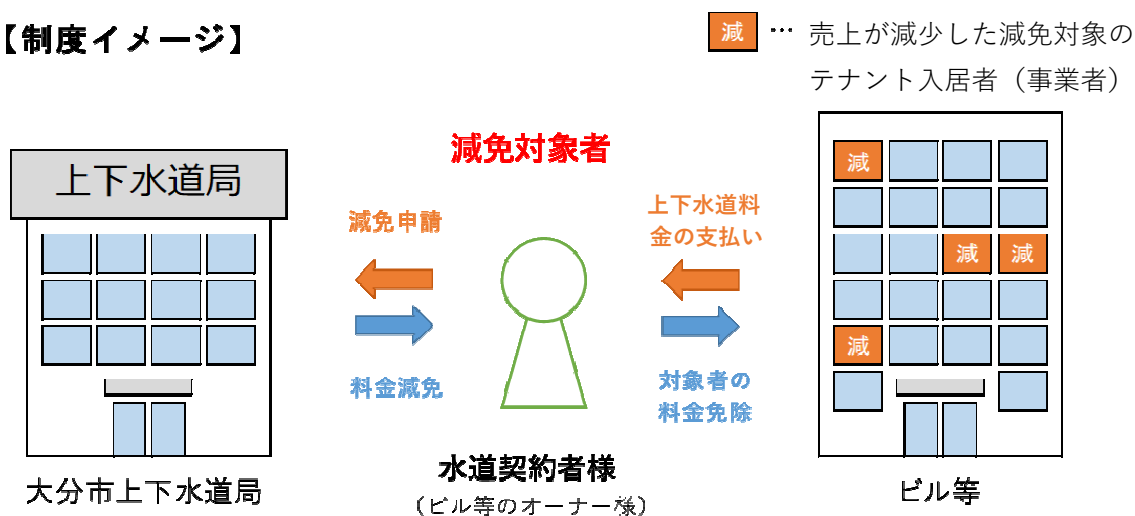
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減収したテナント入居者(事業者)の 上下水道料金相当額を減免いたします!(10月又は11月請求分)

制度の概要

ビル等のオーナー様の上下水道料金を減免し、当該ビル等に入居する新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減収したテナント(事業者)の方の上下水道料金相当額を免除していただく制度です。

ビル等のオーナー様におきましては、対象者の皆様への上下水道料金の免除にご協力をお願い申し上げます。

【制度イメージ】



減免の対象者

申請者(ビル等のオーナー様)が「大分市と水道の契約を結んでいるお客様」等で下記の要件に該当する場合。

※下水道使用料のみお支払いされているお客様も免除対象となりますので、ご相談ください。

- ①申請者(ビル等のオーナー様)が当該物件の新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金の全額免除(令和3年10月または11月請求分)を受けていないこと
- ②テナント入居者の令和3年(2021年)6月～9月のいずれかの月の売上が前年(2020年)同月比、もしくは前々年(2019年)同月比で50%以上減少していること
または、令和3年(2021年)6月～9月のうち、連続する3か月間の売上の合計が前年(2020年)もしくは前々年(2019年)の同期間比で30%以上減少していること

免除決定には、お客様から申請書等の書類を提出していただく必要があります。

(以前に上下水道料金の免除を受けられた方も対象となりますが、再度申請が必要となります)

減免となる料金

10月に請求する「上下水道料金」(8月・9月使用水量分)

11月に請求する「上下水道料金」(9月・10月使用水量分)

オーナー様に支払った
上下水道料金相当額を

減免

〈減免となる金額〉

- ①減免の対象となるテナント入居者数をビルの総戸数で除して得た料金
- ②テナント入居者がビルオーナー様に支払った上下水道料金分かる場合はその金額

提出書類

ア. 上下水道料金免除申請書兼誓約書

イ. 当該テナント入居者(事業者)の対象期間の売上が50%または30%以上減少していることが確認できる書類

(確定申告書の写し及び月額売上一覧表、損益計算書、試算表などの帳簿、台帳の写し等)

ウ. テナント入居者がビルオーナー様へ支払った上下水道料金の金額が確認できる書類

(領収書、賃貸契約書等)

※大分市(商工労政課)の「中小企業者・小規模事業者等店舗家賃支援事業」の適用を受けた方は、決定通知書等の写しの提出があれば上記イの書類の提出は不要です。

免除申請書は市のホームページからダウンロードできます。また、免除申請書の郵送も承りますので下記お問い合わせ先までお気軽にお申し付けください。また、下記窓口にも設置しています。

・大分市上下水道局営業課 ・東部料金センター ・西部料金センター ・市民課水道窓口 ・各支所

提出先・期限

【提出先】 〒870-0045 大分市城崎町1丁目5番20号 大分市上下水道局 営業課 宛
(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、**原則郵送での申請となります**)

【受付開始】 令和3年9月1日(水)から

【申請期限】 10月請求分の免除申請 ⇒ **令和3年10月7日(木) 必着**
11月請求分の免除申請 ⇒ **令和3年11月8日(月) 必着**

[お問い合わせ・ご相談先]

大分市上下水道局 営業課 ☎097-538-1211 (平日8:30~17:15まで)